


2.2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

〔特定工場の公害防止統括者等の選任届〕（第3条、第4条、第5条）

<p>法の趣旨</p>	<p>特定工場における公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資する。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>特定工場を設置している者は、法令の定めにより、公害防止統括者（第3条）、公害防止管理者（第4条）及び公害防止主任管理者（第5条）を選任し、選任した日から30日以内に届け出なければならない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 特定工場とは？</p> <p>製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業、及び熱供給業の事業の用に供する工場のうち、一定規模以上の下記施設を有するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ばい煙発生施設 (2) 汚水等排出施設 (3) 騒音発生施設（騒音規制法に基づく指定地域内のみ） (4) 特定粉じん発生施設 (5) 一般粉じん発生施設 (6) 振動発生施設（振動規制法に基づく指定地域内のみ） (7) ダイオキシン類発生施設 </div>
<p>届出が必要な区域</p>	<p>県内全域</p>
<p>受理権者</p>	<p>知事、中核市長</p> <p>※ただし、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場については市町村長</p>

<p>基 準 等</p>	<p>特定工場の要件</p> <p>ばい煙発生施設（施行令第2条）</p> <p>汚水等排出施設（施行令第3条）</p> <p>騒音発生施設（施行令第4条）</p> <p>特定粉じん発生施設（施行令第4条の2）</p> <p>一般粉じん発生施設（施行令第5条）</p> <p>振動発生施設（施行令第5条の2）</p> <p>ダイオキシン類発生施設（施行令第5条の3）</p> <p>公害防止統括者の選任（法第3条、施行令第6条）</p> <p>公害防止管理者の選任（法第4条、施行令第8条、別表第2）</p> <p>公害防止管理者等の資格（法第7条、施行令第10条、別表第3）</p> <p>公害防止主任管理者の選任（法第5条、施行令第9条）</p> <p>公害防止主任管理者の資格（法第7条、施行令第11条、別表第2）</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>県 各地方振興局 県民環境部 環境課</p> <p>（いわきを除く。南会津地方振興局は県民環境部県民環境課）</p> <p>市町村 環境担当部課</p> <p>中核市 福島市環境部環境課、郡山市環境保全センター いわき市環境監視センター</p>
<p>手続フローチャート</p>	 <pre> graph LR A[届出者] -- 届出 --> B[担当機関] </pre>
<p>備 考</p>	<p>公害防止管理者、公害防止主任管理者となるためには、資格（国家試験合格又は資格認定講習修了）が必要。（法第7条）</p>